

ID: 1542-2

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	受益者負担金の徴収		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】 法第75条第1項の規定による。 (受益者負担金) 第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 建設水道部 都市整備課 計画調整係 上下水道室 業務課 業務係</p>		
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 7 月 29 日